



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県報の発行に関する規則の一部を改正する規則

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (文書課)

○埼玉県報有償配布規程を廃止する告示 (文書課)

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (文書課)

○飯能都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生課)

○大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課)

○狭山市営土地改良事業笹井地区(基盤整備促進事業)の換地計画の適否決定及び決定に係る換地計画書の写しの縦覧 (川越農林)

○測量法に基づく基本測量の実施

○測量法に基づく公共測量の実施

○土砂災害警戒区域等の指定

(用地課)

○測量法に基づく公共測量の実施

○土砂災害警戒区域等の指定

○上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の定款の変更 (市街地整備課)

○事務所の所在地またはその業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の告示 (開発指導課)

○大型映像システムの賃貸借及び保守に係る一般競争入札の告示 (会計課)

○警察署サーバ等の賃貸借に係る落札者の告示 (川越農林)

○県道川越上尾線の区域の変更 (川越農林)

○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)

○測量法に基づく基本測量の実施

○土砂災害警戒区域等の指定

○上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の定款の変更

規則

○川越建築安全センター) 一七 ○開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター) 一八

○越谷建築安全センター) 一八 ○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 一八

埼玉県報の発行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第百十号

埼玉県報の発行に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県報の発行に関する規則(昭和三十六年埼玉県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「埼玉県報」の下に「以下「県報」という。」を加える。

第二条の見出しを「(登載事項及び登載順序)」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「県民の権利義務に係る深い条例、規則及び告示」を削り、「際」を「際には」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項第五号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条を次のように改める。

(発行の手續)

第四条 県報の発行の手續に關し必要な事項は、文書課長が別に定める。

第五条から第七条までを削る。

第八条第二項中「主務課の長は、県報に登載された」を「県報に登載された事項に係る事務を所掌する知事その他県の機関の課、所等の長は、当該」に改め、同条を第五条とする。

第九条から第十二条までを削る。

第十三条の見出し中「県報の」を削り、同条第二項を次のように改め、同条を第

六条とする。

2 県報に登載された事項は、インターネットを利用して一般の閲覧に供する。  
様式第一号から様式第五号までを削る。

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

## 告示

### 埼玉県告示第六百三十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 在宅高齢者サ

ポートネット

三 代表者の氏名

佐藤 樹男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市野寺二丁目十九番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、いままで住み慣れた地域・住居で自立して暮らすことを希望する高齢者に対して、子供世代が親の在宅介護に必要な介護・医療分野以外における相談援助業務を含むサポートを行い、緊急通報システム・生活リズムセンサー等による安否確認ネットワークサポートシステムの構築により、孤立死ゼロの社会、高齢期に安心して暮らし続けることができるすまいに貢献することを目的とする。

### 埼玉県告示第六百三十三号

埼玉県報有償配布規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県報有償配布規程を廃止する告示

附則

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。

### 埼玉県告示第六百三十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十二月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わたげ

三 代表者の氏名

片桐 正善

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市緑区東浦和四丁目一七番地一五 パティオ東浦和三〇一土屋方

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々が地域において自立した生活が可能な社会の実現を図るため、障害を持つ人々の自立支援や障害を持つ人々の暮らしやすいつて社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### 埼玉県告示第六百三十五号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県告示第千六百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララガーデン川口

川口市宮町十八ー九

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ヨークマート(住所、代表者省略 以下同じ)

他五十九社

(変更後) 株式会社ヨークマート

他五十八社

## ハ 変更年月日

平成二十一年十月三十一日

## ニ 届出年月日

平成二十一年十二月三日

## 二 縦覧期間

平成二十一年十二月十八日から平成二十二年四月十九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十一年十二月十八日から平成二十二年四月十九日まで

## ロ 意見書提出先

## 埼玉県産業労働部商業支援課

## 埼玉県告示第千六百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガラクタ鑑定団 さいたま本店、式萬圓堂 北本店

北本市中丸三丁目百三十七番地一外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) カワチ薬品 北本東店

(変更後) ガラクタ鑑定団 さいたま本店、式萬圓堂 北本店

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

(変更後) 株式会社オー 代表取締役 馬場信行

栃木県宇都宮市江曾島町四百十七番地一

株式会社メガネセンター 式萬圓堂 代表取締役 福王進

宮城県仙台市泉区泉中央一―二十三―五

## ハ 変更年月日

平成二十一年十二月二日

## ニ 届出年月日

平成二十一年十二月二日

## 二 縦覧期間

平成二十一年十二月十八日から平成二十二年四月十九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

四 意見書の提出  
埼玉県県央地域振興センター

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十二月十八日から平成二十二年四月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガラクタ鑑定団 さいたま本店、弐萬圓堂 北本店

北本市中丸三丁目百三十七番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 千六百八十三平方メートル

(変更後) 二千九百五十六平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 七一七台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 一三七七台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後九時四十五分

(変更後) 午前九時から午後九時四十五分(ガラクタ鑑定団)

午前九時から午後九時四十五分(弐萬圓堂)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時四十五分から午後十時

(変更後) 午前八時四十五分から翌午前四時十五分

ハ 変更年月日

平成二十一年十二月二十四日(大規模小売店舗の店舗面積以外)

平成二十二年八月五日(大規模小売店舗の店舗面積)

ニ 届出年月日

平成二十一年十二月四日

二 縦覧期間

平成二十一年十二月十八日から平成二十二年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十二月十八日から平成二十二年四月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十九号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、狭山市営土地改良事業笹井地区(基盤整備促進事業)の換地計画を平成二十一年十二月十四日適当と決定したので、同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公告

し、及び当該決定に係る換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日 埼玉県知事 上田 清 司

一 縦覧期間

平成二十一年十二月二十一日から平成二十二年一月二十五日まで

二 縦覧場所

狭山市役所

狭山市役所

埼玉県告示第六百四十号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(精密地形調査)

二 作業期間

平成二十一年十二月一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 作業地域

本庄市、深谷市、秩父郡長瀨町、児玉郡美里町、神川町、大里郡寄居町

埼玉県告示第六百四十一号

測量計画機関の長である伊奈町長野川和好から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種別

公共測量(数値地形図修正)

三 作業地域

伊奈町 全域

四 作業期間

平成二十一年十月二十八日から平成二十二年三月十二日まで

埼玉県告示第六百四十二号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種別

公共測量(一級水準測量)

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十一年十二月十日から平成二十二年三月三十一日まで

埼玉県告示第六百四十三号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長佐藤佳朗から次のとおり公共測量を実施する旨の

通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

二 作業種別

公共測量(デジタル撮影、数値地形図作成)

三 作業地域

自) 入間市大字木蓮寺地先  
至) 久喜市大字下早見地先

四 作業期間

平成二十一年十月九日から平成二十二年三月二十五日まで

埼玉県告示第六百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八徳1-1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八徳1-2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八徳2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八徳3-1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

八徳―3―2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八徳―3―3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八徳―3―4	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八徳―3―5	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八徳―3―6	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八徳―3―7	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八徳―3―8	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八徳―3―9	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八徳―4	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八徳―5	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
樽沢―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

樽沢―2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
志田―2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
志田―3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
瀬尾―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
瀬尾―2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
瀬尾―3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
瀬尾―4	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
瀬尾―5	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
瀬尾―7―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
瀬尾―7―2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
瀬尾―8	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

川又―3	川又―2	川又―1	栃屋谷	桑原	平	滝ノ前	鳥居	宮ノ平	瀬尾―10	瀬尾―9
平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。										
急傾斜地の崩壊										

諏訪ノ入2	堂ノ入	神出入	本田沢	八徳谷	八徳谷(八徳沢)	八徳谷(樽沢)	瀬尾川	落合―5	和田	新シ
平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。										
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊							

洞雲寺入沢	馬場入	常林入	常林入右1	枋屋谷入	枋屋谷沢	榎ノ下入1	榎ノ下入2	滝ノ前沢	諏訪ノ入1	滝ノ入
平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。										
土石流										

龍ヶ谷川	平倉	上原	東道―2	東道―1	東通	東通―1	東通	梅本―1	梅本―2	小窪入
平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。										
土石流	急傾斜地の崩壊	土石流								

二 土砂災害特別警戒区域

八徳―1―1	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
奥入					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。
龍ヶ谷川					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。
裏山沢1号					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。
裏山沢2号					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。
道沢					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。
地形川左支溪					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。
地形川					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。
平倉沢					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所にて備え置いて縦覧に供する。
						土石流	
						土石流	
						土石流	
						土石流	
						土石流	
						土石流	

八徳―1―2					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
八徳―2					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
八徳―3―1					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
八徳―3―2					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
八徳―3―3					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
八徳―3―4					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
八徳―3―5					平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。





八徳谷	八徳谷(八徳沢)	八徳谷(樽沢)	落合―5	和田	新シ	川又―3
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。						
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。						

滝ノ前沢	諏訪ノ入1	滝ノ入	諏訪ノ入2	堂ノ入	神出入	本田沢
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。						
土石流						
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。						

洞雲寺入沢	常林入	常林入右1	栃屋谷入	栃屋谷沢	横ノ下入1	横ノ下入2
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。						
土石流						
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。						

東道―1	東通	東通―1	東通	梅本―1	梅本―2	小窪入
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

東道―2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。
上原	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。
平倉	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。
奥入	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。
裏山沢1号	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。
道沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。
地形川左支溪	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。

地形川	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。
平倉沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県告示第千六百四十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により

上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の定款の変更について認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 組合の名称  
上尾中山道東側地区市街地再開発組合

二 事業施行予定期間

組合設立認可公告の日から平成二十四年十二月

四年十二月

三 施行地区

上尾市上町一丁目の一部

上尾市宮本町の一部

四 事務所所在地

上尾市仲町一丁目七番八号

五 設立認可の年月日

平成十八年十一月十七日

六 変更の内容

参加組合員に与えられる保留床等の概要等、参加組合員の負担金の納付

七 定款の変更の認可の年月日

平成二十一年十二月十八日

埼玉県告示第千六百四十六号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称 有限会社芙蓉地所	氏名 (法人にあっては代表者の氏名) 小野里 艶子	主たる事務所の所在地 桶川市末広二丁目三番一九号
--------------------	---------------------------------	-----------------------------

埼玉県告示第十六百四十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉監事 中 田 繁 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

大型映像システムの賃貸及び保守 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年3月1日(月)から平成27年2月28日(土)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2244 ファクシミリ048-824-4607

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、電子サービス窓口の「入札・調達」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(4) 入札書受付期間

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年 1 月13日 (水) 午前10時30分まで
- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
- (ア) 郵送の場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年 1 月12日 (火) 午後 5 時まで
- (イ) 持参の場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年 1 月13日 (水) 午前10時30分まで
- (5) 開札の場所及び日時  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成22年 1 月13日 (水) 午前10時40分
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成22年 1 月 7 日 (木) 午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格 (上記 2 (5) に定める競争入札参加資格を除く。) の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
- イ 紙媒体を上記 3 (1) の提出場所に郵送し、又は持参する。
- (4) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第106号) 第 9 条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無  
無
- (8) 競争入札参加資格の付与  
上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年12月21日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ提出すること。
- (9) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A lease of A large screen.
- (2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 30 a.m., January 13, 2010 By mail ; 5 : 00 p.m., January 12, 2010 In person ; 10 : 30 a.m., January 13, 2010
- (3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Head-quarters, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-01110

ExL2244

埼玉県告示第千六百四十八号

WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- |                                 |   |                           |
|---------------------------------|---|---------------------------|
| 埼玉県知事 上田 清司                     | 1 購入等件名及び数量<br>警察署カーブ等の賃貸借 一式                       | 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 |
| 3 落札者を決定した日<br>平成 21 年 11 月 5 日 | 4 落札者の氏名及び住所<br>日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号 | 5 落札金額<br>102,942,000 円   |
| 6 契約の相手方を決定した手続<br>一般競争入札       | 7 入札の公告を行った日<br>平成 21 年 9 月 18 日                    |                           |

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十一年十二月十八日 埼玉県川越県土整備事務所長 高沢 清史
- 道路の種類 県道
  - 路 線 名 川越上尾線
  - 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧	川越市氷川町一六七番二地先から同市氷川町二六九番一地先まで	八・三〇	一一・四〇	
新		一一・三〇	一一・四〇	応急修繕工事(歩道修繕)

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月十八日  
埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

- 許可番号  
平成二十一年九月十日  
指令川建セ第二二〇〇七三二号
- 検査済証番号  
平成二十一年十二月十日  
第二二〇一一四号
- 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字大堀前一六三一一九の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
埼玉県本庄市四方田一四番地一  
金子 チヨ子

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月十八日  
埼玉県川越建築安全センター所長  
若林 祥文

一 許可番号  
平成二十一年十二月三日  
指令川建セ第二二〇〇七八一号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月十四日  
第二二〇一三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
入間郡毛呂山町大字川角字竹ノ内一

八三番一、一八五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
坂戸市大字石井二〇九九番地五  
有限会社 泰久建設

代表取締役 森川 泰明

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十八年十一月二十四日に行つた道路の位置の指定を次のとおり取り消し

た。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂卷 一 男

取消番号	取消年月日	取り消した指定に係る道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第一八一九 八号(取) 一	平成二十一年十月三十日	南埼玉郡宮代町中央三丁目一五七一番一及び一五七一番七	四・〇〇	五二・七六	南埼玉郡宮代町笠原二丁目二番一八号 中村 修

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十一月三十日

指令越建セ第二二〇〇四一号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月十日

第三二八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字上栢間字荒川部  
四〇九〇一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南埼玉郡菖蒲町大字上栢間四〇九一  
金子 茂

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年六月九日

指令越建セ第二二〇〇一八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月十一日

第三二一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町和戸五丁目二一五三

一

開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町百間四一四一四二  
鷺谷 登美子

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年二月二十日

指令杉整第二〇〇一七二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月十四日

第三二二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字新堀字中郷一五

五一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲六一九―二  
 シティハイムコカツB―二〇一  
 齊藤 祐亮

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第  
 千百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
 号)第三十六条第三項の規定により、次  
 の開発行為に関する工事が完了したの  
 で、公告する。

平成二十一年十二月十八日  
 埼玉県越谷建築安全センター所長  
 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十一月十八日

指令越建セ第二一〇―一三八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月十四日

第三二四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字木野川字向台四

六二―二二〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字清地一〇九七番  
 地一二  
 西脇 總一郎

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)